

入札・契約の過程等に係る苦情処理要領

平成 14 年 3 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、芦屋市発注の工事における入札・契約の過程及び競争入札に係る指名停止等の措置基準（昭和 61 年芦屋市基準。以下「措置基準」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）又は警告若しくは注意の喚起（以下「警告等」という。）の措置（以下「過程及び措置等」という。）に関する苦情処理を適切に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(平 18・平 27・一部改正)

(対象工事等)

第 2 条 この要領の対象となる工事は、芦屋市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）のうち、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が 250 万円を超えるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般競争入札による工事
- (2) 指名競争入札による工事
- (3) 随意契約による工事

2 この要領の対象となる措置基準による指名停止又は警告等は、芦屋市競争入札参加資格審査申請書（以下「入札参加資格審査申請書」という。）を提出し、受理された者に対して行うものとする。

(平 18・平 27・一部改正)

(通知)

第 3 条 市長は、次に掲げる過程及び措置等については、書面により通知しなければならない。

- (1) 一般競争入札において、入札参加資格審査申請書を提出したもののうち、入札参加資格がないと認めたもの 入札参加資格がない旨及び入札参加資格がないと認めた理由（以下「欠格理由」という。）
- (2) 指名停止措置を行ったもの 指名停止をした旨、期間及び指名停止の理由（以下「指名停止措置理由」という。）

(平 18・平 27・一部改正)

(苦情申立ての範囲)

第 4 条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札

入札参加申込書を提出した者のうち、市長から欠格理由の通知を受理した者で、当該欠格理由に対して不服があるものは、市長に対して欠格理由についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

当該入札と同一の工事種別の芦屋市の入札参加資格登録（等級区分がある場合は当該等級）がある者のうち、当該通常指名競争入札に指名されなかったことに対して不服があるものは、市長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設工事の種類について建設業の許可を有する者（法第3条第1項に規定する許可を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服があるものは、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(4) 指名停止及び警告等の措置について不服があるものは、市長に対して当該指名停止及び警告等の措置について説明を求めることができる。

（平 18・平 27・一部改正）

（苦情申立ての方法）

第5条 苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、市長に対して書面（様式第1号。以下「苦情申立書」という。）を提出することにより行わなければならない。

- (1) 前条第1号に掲げる苦情にあつては、欠格理由の通知を受理した日の翌日から起算して7日以内
- (2) 前条第2号に掲げる苦情にあつては、市長が指名業者指名理由の公表を行った日の翌日から起算して7日以内
- (3) 前条第3号に掲げる苦情にあつては、市長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日以内
- (4) 前条第4号の指名停止の措置に対する苦情にあつては、指名停止期間内
- (5) 前条第4号の警告等の措置に対する苦情にあつては、通知を受理した日又は口頭注意を受けた日の翌日から起算して7日以内

2 前項各号に係る期間にあつては、芦屋市の休日を定める条例（平成3年芦屋市条例第3号）第2条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。

（平 18・平 27・一部改正）

（苦情申立てへの回答）

第6条 苦情の申立てがあつた場合は、市長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（様式第2号。以下「回答書」

という。)により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情申立ての却下)

第7条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

2 苦情申立ての却下は、申立者に対して書面(様式第3号)により通知する。

(苦情処理結果の公表)

第8条 市長は、申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書(以下「苦情申立書等」という。)を閲覧の方法により、速やかに公表する。

2 苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

(再苦情の申立て)

第9条 回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服があるものは、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情申立ての方法)

第10条 再苦情の申立ては、市長から回答書を受理した日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して書面(様式第4号。以下「再苦情申立書」という。)を提出することにより行わなければならない。

2 再苦情の申立てがあった場合は、市長は、芦屋市入札監視委員会(以下「委員会」という。)に、速やかに審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てへの回答)

第11条 市長は、申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面(様式第5号。以下「審議結果通知書」という。)により回答する。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、申立てが認められたときは申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情申立ての却下)

第12条 市長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立てを却下することができる。

2 再苦情申立ての却下は、申立者に対して書面(様式第3号)により通知する。

(再苦情処理結果の公表)

第13条 市長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立書及び審議結果通知書(以下「再苦情申立書等」という。)を閲覧による方法により、速やかに公表す

る。

- 2 再苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度及びその翌年度とする。

(入札手続の執行)

第14条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、入札手続の執行を妨げない。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の要領は、平成28年10月1日以降に指名業者を決定する指名競争入札に適用し、それ以前に指名業者を決定する指名競争入札においては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年3月4日から施行する。